

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び  
 石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。  
 令和3年1月22日

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 貝けた網）	11	5ト未満	定めなし	加賀市塩屋町地内に設置した漁場基点標第1号（北緯36度17.778分、東経136度14.748分）から北西（真方位、以下同じ。）の線と加賀市大聖寺上木町と片野町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度19.022分、東経136度16.388分）から北西の線との両線間における共同漁業権漁場区域内	3月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※(2)加賀市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年
		8	"	"	加賀市新保町と小松市浜佐美町との境界に設置した漁場基点18号（北緯36度22.982分、東経136度22.352分）315.0度の線と金沢市下安原町と同市専光寺町との境界に設置した漁場基点標第32号（北緯36度34.972分、東経136度34.527分）315.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※(2)小松市から白山市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		5	"	"	白山市倉部川河口（北緯36度33.402分、東経136度32.765分）315.0度の線とかほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分、東経136度42.130分）315.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※(2)金沢市からかほく市木津に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		0	"	"	金沢市下安原町と同市専光寺町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度35.068分、東経136度34.307分）315.0度の線とかほく市木津と同市高松との境界に設置した漁場基点第43号（北緯36度45.140分、東経136度42.130分）294.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※(2)金沢市からかほく市木津に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		6	"	"	かほく市木津と同市高松との境界に設置した漁場基点第43号（北緯36度45.140分、東経136度42.130分）294.0度の線と羽咋郡宝達志水町と羽咋市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.133分、東経136度42.180分）270.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※(2)かほく市高松から羽咋郡宝達志水町に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		2	"	"	羽咋郡宝達志水町と羽咋市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.133分、東経136度42.180分）282.0度の線と羽咋市滝町と同市柴垣町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度56.407分、東経136度45.483分）282.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※(2)羽咋市新保から一宮に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		0	"	"	羽咋市滝町と同市柴垣町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度56.407分、東経136度45.483分）282.0度の線と羽咋市と羽咋郡志賀町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度57.820分、東経136度46.108分）270.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※(2)羽咋市柴垣町に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		0	"	"	羽咋市と羽咋郡志賀町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度57.820分、東経136度46.108分）270.0度の線と羽咋郡志賀町米町川河口（北緯37度00.183分、東経136度45.927分）270.0度の線との両線間における共同漁業権漁場区域内	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※(2)羽咋郡志賀町甘田から高浜に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"
		小型定置網漁業	小型定置網漁業	1	5ト未満	定めなし	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 離島燈台中心点から243度16分（真方位、以下同じ。）3.452メートルの点（北緯37度03.534分、東経136度57.534分）。 イ ア点99度38分、261メートルの点（北緯37度03.511分、東経136度57.708分）。 ウ ア点133度02分、261メートルの点（北緯37度03.439分、東経136度57.664分）。	3月1日から翌年1月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者(1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※(2)七尾市奥原町から三室町に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者  
 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
 令和3年1月22日から令和3年2月21日まで（小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 貝けた網））  
 令和3年1月22日から令和3年2月21日まで（小型定置（七尾南湾）漁業）